

第1号議案 西三河都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項	理 由																								
<p>(第1号議案)</p> <p>西三河都市計画道路の変更</p> <p>○3・1・8号名豊道路(安城市、西尾市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部区間の区域の変更 変更延長 約50m <p>○3・4・12号安城一色線(安城市、西尾市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部区間の区域の変更 変更延長 約2,300m <table border="1" data-bbox="225 707 798 1341"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般部幅員</td> <td>23m</td> <td>25.75m</td> </tr> <tr> <td>交差点部幅員 (安城西尾インター交差点北側)</td> <td>19m</td> <td>26m</td> </tr> <tr> <td>交差点部幅員 (安城西尾インター交差点南側、南中根北交差点)</td> <td>26m</td> <td>31.75m</td> </tr> <tr> <td>交差点部幅員 (安城西尾インター交差点、南中根交差点以外)</td> <td>26m</td> <td>28.75m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・4・50号西尾安城線(西尾市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部区間の区域の変更 変更延長 約180m <table border="1" data-bbox="225 1485 798 1686"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般部幅員</td> <td>12m</td> <td>12.5m</td> </tr> <tr> <td>交差点部幅員 (南中根北交差点)</td> <td>12m</td> <td>15.5m</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	一般部幅員	23m	25.75m	交差点部幅員 (安城西尾インター交差点北側)	19m	26m	交差点部幅員 (安城西尾インター交差点南側、南中根北交差点)	26m	31.75m	交差点部幅員 (安城西尾インター交差点、南中根交差点以外)	26m	28.75m		変更前	変更後	一般部幅員	12m	12.5m	交差点部幅員 (南中根北交差点)	12m	15.5m	<p>都市計画道路3・4・12号安城一色線について、交通安全性及び防災性の向上のため、一部区間の幅員を変更するものである。</p> <p>上述の変更に伴い、3・1・8号名豊道路について、3・4・12号安城一色線との交差点の隅切部の区域を変更するものである。</p> <p>また、3・4・50号西尾安城線について、3・4・12号安城一色線との交差点部の円滑な交通処理のため、一部区間の幅員を変更するものである。</p>
	変更前	変更後																							
一般部幅員	23m	25.75m																							
交差点部幅員 (安城西尾インター交差点北側)	19m	26m																							
交差点部幅員 (安城西尾インター交差点南側、南中根北交差点)	26m	31.75m																							
交差点部幅員 (安城西尾インター交差点、南中根交差点以外)	26m	28.75m																							
	変更前	変更後																							
一般部幅員	12m	12.5m																							
交差点部幅員 (南中根北交差点)	12m	15.5m																							

第2号議案 東三河都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項		理 由																														
(第2号議案) 東三河都市計画道路の変更 ○3・5・82号栄町線(新城市) <ul style="list-style-type: none"> 一部区間の線形及び区域の変更。 名称、終点及び延長等を変更する。 		栄町線において、歴史的資源への影響を緩和するため、一部区間の線形及び区域を変更する。また、県道網及び市道網との整合を図るため、3・3・202号栄町線を3・5・82号栄町線に名称を改め、終点及び延長等を変更するものである。																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">名 称</td> <td>番号</td> <td>3・3・202</td> <td>3・5・82</td> </tr> <tr> <td>路線名</td> <td>栄町線(市決定)</td> <td>栄町線(県決定)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">位 置</td> <td>終点</td> <td>新城市字西入船</td> <td>新城市字町並</td> </tr> <tr> <td>主な経過地</td> <td>新城市字町並</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>区 域</td> <td>延長</td> <td>約310m</td> <td>約160m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">構 造</td> <td>幅員</td> <td>25m</td> <td>15m</td> </tr> <tr> <td>地表式の区間における鉄道等との交差の構造</td> <td>幹線街路と平面交差2箇所</td> <td>幹線街路と平面交差1箇所</td> </tr> </tbody> </table>						変更前	変更後	名 称	番号	3・3・202	3・5・82	路線名	栄町線(市決定)	栄町線(県決定)	位 置	終点	新城市字西入船	新城市字町並	主な経過地	新城市字町並	-	区 域	延長	約310m	約160m	構 造	幅員	25m	15m	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差2箇所	幹線街路と平面交差1箇所
				変更前	変更後																											
名 称	番号			3・3・202	3・5・82																											
	路線名			栄町線(市決定)	栄町線(県決定)																											
位 置	終点			新城市字西入船	新城市字町並																											
	主な経過地			新城市字町並	-																											
区 域	延長			約310m	約160m																											
構 造	幅員			25m	15m																											
	地表式の区間における鉄道等との交差の構造			幹線街路と平面交差2箇所	幹線街路と平面交差1箇所																											
【参考】 <ul style="list-style-type: none"> 東三河都市計画道路の変更(新城市決定) ○3・3・203号亀姫通り線 <ul style="list-style-type: none"> 名称、起点及び延長を変更する。 																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">名 称</td> <td>番号</td> <td>3・3・202</td> <td>3・3・203</td> </tr> <tr> <td>路線名</td> <td>栄町線(市決定)</td> <td>亀姫通り線(市決定)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">位 置</td> <td>起点</td> <td>新城市字宮ノ前</td> <td>新城市字町並</td> </tr> <tr> <td>主な経過地</td> <td>新城市字町並</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>区 域</td> <td>延長</td> <td>約310m</td> <td>約130m</td> </tr> </tbody> </table>				変更前	変更後	名 称	番号	3・3・202	3・3・203	路線名	栄町線(市決定)	亀姫通り線(市決定)	位 置	起点	新城市字宮ノ前	新城市字町並	主な経過地	新城市字町並	-	区 域	延長	約310m	約130m									
		変更前	変更後																													
名 称	番号	3・3・202	3・3・203																													
	路線名	栄町線(市決定)	亀姫通り線(市決定)																													
位 置	起点	新城市字宮ノ前	新城市字町並																													
	主な経過地	新城市字町並	-																													
区 域	延長	約310m	約130m																													

第3号議案 刈谷市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																														
<p>(第3号議案)</p> <p>1 申請者 住 所 刈谷市桜町三丁目3番地 氏 名 サンエイ株式会社 代表取締役 川瀬 廣正</p> <p>2 名 称 サンエイ株式会社産業廃棄物処理センター</p> <p>3 位 置 刈谷市泉田町西沖ノ河原1番1他65筆</p> <p>4 敷地面積 47,107.02 m²</p> <p>5 参 考</p> <p>(1) 処理施設</p> <p>(新設)</p> <p>廃プラスチック類の破砕 (産廃) 61.08t/日</p> <p>(刈谷市都市計画審議会付議)</p> <p>ごみ処理施設(破砕) (一般廃) 94.69t/日</p> <p>(既設)</p> <p>産業廃棄物等の焼却 (産廃) 316t/日 汚泥、廃酸又は廃アルカリに 含まれるシアン化合物の分解 (産廃) 43t/日 ごみ処理施設(焼却) (一般廃) 116t/日</p> <p>(2) 建築物</p> <table border="1" data-bbox="248 1503 933 1998"> <thead> <tr> <th>建 物</th> <th>構 造 階 数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新 設</td> <td>新事務所棟</td> <td>鉄骨造 3階建</td> <td>1,184.95 m²</td> <td>3, 252.59 m²</td> </tr> <tr> <td>リサイクル棟</td> <td>鉄骨造 平家建</td> <td>3,120.00 m²</td> <td>3, 120.00 m²</td> </tr> <tr> <td>リサイクル 受入評価棟</td> <td>鉄骨造 平家建</td> <td>1,591.66 m²</td> <td>1,591.66 m²</td> </tr> <tr> <td>自転車置場</td> <td>アルミ 合金造 平家建</td> <td>12.21 m²</td> <td>12.21 m²</td> </tr> <tr> <td>既 設</td> <td>受入管理棟 始め 32 棟</td> <td>鉄骨造 4階建等</td> <td>1,881.27 m²</td> <td>2, 827.64 m²</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>7,790.09 m²</td> <td>10,804.10 m²</td> </tr> </tbody> </table>	建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積	新 設	新事務所棟	鉄骨造 3階建	1,184.95 m ²	3, 252.59 m ²	リサイクル棟	鉄骨造 平家建	3,120.00 m ²	3, 120.00 m ²	リサイクル 受入評価棟	鉄骨造 平家建	1,591.66 m ²	1,591.66 m ²	自転車置場	アルミ 合金造 平家建	12.21 m ²	12.21 m ²	既 設	受入管理棟 始め 32 棟	鉄骨造 4階建等	1,881.27 m ²	2, 827.64 m ²	合 計		7,790.09 m ²	10,804.10 m ²	<p>申請者は、平成9年に、産業廃棄物処理施設(焼却及び汚泥等に含まれるシアン化合物の分解)と一般廃棄物処理施設のごみ処理施設(焼却)に係る建築基準法第 51 条ただし書の許可を受け、当該申請地の南側において中間処理を行っている。</p> <p>このたび、廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、当該申請地の北側において、敷地を拡張し、廃棄物を処理する施設を新たに計画したところ、市街化調整区域における廃プラスチック類の破砕施設の処理能力が5t/日を超えるため、改めて建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>
建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積																												
新 設	新事務所棟	鉄骨造 3階建	1,184.95 m ²	3, 252.59 m ²																											
	リサイクル棟	鉄骨造 平家建	3,120.00 m ²	3, 120.00 m ²																											
	リサイクル 受入評価棟	鉄骨造 平家建	1,591.66 m ²	1,591.66 m ²																											
	自転車置場	アルミ 合金造 平家建	12.21 m ²	12.21 m ²																											
既 設	受入管理棟 始め 32 棟	鉄骨造 4階建等	1,881.27 m ²	2, 827.64 m ²																											
合 計		7,790.09 m ²	10,804.10 m ²																												

第4号議案 岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																			
<p>(第4号議案)</p> <p>1 申請者 住 所 岡崎市保母町字木崩1番地 66 氏 名 有限会社 ヤマガネ商事 代表取締役 金安 久文</p> <p>2 名 称 有限会社ヤマガネ商事中間処理施設</p> <p>3 位 置 岡崎市桜井寺町字川向 34 番 他 20 筆</p> <p>4 敷地面積 9,787.96 m²</p> <p>5 参 考 (1)処理施設 木くず(家屋解体材、木材・ 木製品廃棄物等)の破砕 (産廃) 160t/日</p> <p>(岡崎市都市計画審議会付議) 木くず(刈草、剪定枝等) の破砕 (一般廃) 160t/日</p> <p>(2)建築物</p> <table border="1" data-bbox="247 1534 933 1926"> <thead> <tr> <th colspan="2">建 物</th> <th>構 造 階 数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新 設</td> <td>工場棟</td> <td>鉄骨造 平家建</td> <td>2,795.19 m²</td> <td>2,795.19 m²</td> </tr> <tr> <td>事務所棟</td> <td>鉄骨造 平家建</td> <td>215.68 m²</td> <td>215.68 m²</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td></td> <td>3,010.87 m²</td> <td>3,010.87 m²</td> </tr> </tbody> </table>	建 物		構 造 階 数	建築面積	延べ面積	新 設	工場棟	鉄骨造 平家建	2,795.19 m ²	2,795.19 m ²	事務所棟	鉄骨造 平家建	215.68 m ²	215.68 m ²	合 計			3,010.87 m ²	3,010.87 m ²	<p>申請者は、平成8年から産業廃棄物処分業の許可を受け、別の敷地において、木くずの中間処理を行っている。</p> <p>このたび、燃料用チップの需要拡大のニーズに対応するため、廃棄物を処理する施設を新たに計画したところ、市街化調整区域における木くずの破砕施設の処理能力が5t/日の基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>
建 物		構 造 階 数	建築面積	延べ面積																
新 設	工場棟	鉄骨造 平家建	2,795.19 m ²	2,795.19 m ²																
	事務所棟	鉄骨造 平家建	215.68 m ²	215.68 m ²																
合 計			3,010.87 m ²	3,010.87 m ²																